

答 申 第 8 1 号  
( 諮 問 第 8 1 号 )

令和元年（2019年）11月13日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 安 富 潔

平成 31 年（2019 年）4 月 11 日付け鎌総第 87 号で諮問のあった下  
記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

個人情報一部開示決定処分に対する審査請求について

## 1 審査会の結論

平成 30 年（2018 年）5 月 22 日付けで審査請求人が個人情報の開示を請求した「母子生活支援施設の入所などに係わる情報及び退所までの情報」に対し、実施機関鎌倉市長が平成 30 年（2018 年）6 月 5 日付けで行った個人情報一部開示決定処分について、非開示とした情報のうち、別表に掲げるものを開示することが妥当である。

## 2 審査請求の主張の要旨

### (1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、次のような経緯で行われた。

#### ア 個人情報開示等請求書の提出

審査請求人は、平成 30 年（2018 年）5 月 22 日付けで鎌倉市個人情報保護条例（平成 5 年 10 月 4 日条例第 8 号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「母子生活支援施設の入所などに係わる情報及び退所までの情報」に係る自己を本人とする個人情報開示等請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### イ 本件処分について

実施機関は、平成 30 年（2018 年）6 月 5 日付け鎌倉市指令こ相第 1 号で個人情報一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

#### ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分に対し、平成 30 年（2018 年）9 月 1 日付けで審査請求を行った。

### (2) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める。

### (3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が平成 30 年（2018 年）9 月 1 日付けで提出した審査請求書、同年 9 月 11 日付けで提出した補足書、同年 10 月 21 日付けで提出した反論書、同年 12 月 1 日付けで提出した再反論書、平成 31 年（2019 年）3 月 5 日付けで提出した口頭意見陳述主張書面及び令和元年（2019 年）7 月 29 日実施の口頭意見陳述における主張を総合すると、審査請求の理由は、大要次のとおりである。

ア 本件処分は非開示箇所が多く、保有個人情報情報が情報として事実  
に即していない可能性が高く、不透明である。

イ 非開示とされた箇所は、本人に対する不利益処分の判断材料  
となりうる情報が含まれており、また重要箇所のほとんどが非  
開示とされていることから、事実上非開示決定と同視できる内  
容となっており不当である。

### 3 実施機関の個人情報一部開示決定理由説明要旨

平成 30 年（2018 年）10 月 4 日付けで提出された弁明書、同年 11  
月 14 日付けで提出された再弁明書、平成 31 年（2019 年）3 月 28 日  
付けで提出された主張書面に対する意見書及び令和元年（2019 年）  
8 月 19 日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、  
実施機関が個人情報一部開示決定処分とした根拠は、大要次のとお  
りである。

- (1) 入所者に対する今後の施設での生活に関する評価・方針は、公開  
を前提とすることになれば入所者に配慮した評価に留まらざるを  
得なくなり、今後の入所者に対する支援の情報が施設に伝わらな  
いなど、公正かつ適正な業務の執行に支障をきたすこととなるこ  
とから、条例第 19 条第 1 項第 4 号に該当する。
- (2) 自治体や保護施設等の他の機関から取得した情報は、当該記載  
部分が開示されることとなると、今後の審議、検討及び協議に著し  
い支障があるため、条例第 19 条第 1 項第 5 号に該当する。
- (3) 母子を保護する施設の情報は、開示することによって、現在保護  
している母子や今後保護の対象になる母子に対する犯罪の予防を  
保てなくなり、さらに施設内及び周辺住民にも危険が及ぶなど、  
様々な不利益が生じるおそれがあることから、条例第 19 条第 1 項  
第 7 号に該当する。

### 4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書、意見書及び口頭意  
見陳述並びに実施機関からの弁明書及び決定理由説明聴取の結果に  
基づき、次のように判断した。

- (1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、審査請求人の母子生活支援施設等への入退所に関する管理票、申込書及び決定通知書等並びに審査請求人に関する基礎調査票及びケース記録である。

そこで、本件対象文書について、一部非開示とした実施機関の処分について、以下、検討する。

(2) 条例第 19 条第 1 項第 4 号該当性について

ア 条例第 19 条第 1 項第 4 号は、個人情報の開示請求に対して、当該開示請求に係る個人情報が「個人の相談、指導、診断、評価、判定、選考等に関する情報であって、開示請求者に開示することにより、当該相談、指導、診断、評価、判定、選考等に著しい支障が生ずるおそれがあるとき」は非開示とする旨を規定している。

イ 当審査会が本件対象文書を見分したところ、実施機関の説明するとおり、実施機関が非開示とした箇所には、審査請求人等の状況に関する所見が記されていた。これらの情報については、仮に開示されたならば、被保護者の誤解や不信感、無用の反発等を招き、実施機関による相談等に十分に応じてもらえなくなる等、相談や指導等の業務の実施に著しい支障を生ずるおそれがあると認められる。

ただし、別表に掲げる箇所については、客観的な事実及びそれに基づく一般的な推測事項にとどまっており、これを開示することにより個人の相談等に著しい支障が生ずるおそれがあるとは認められないことから開示すべきである。

(3) 条例第 19 条第 1 項第 5 号該当性について

ア 条例第 19 条第 1 項第 5 号は、個人情報の開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が「実施機関並びに国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示請求者に開示することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれその他当該審議、検討又は協議に著しい支障が生ずるおそれがあるとき」は非開示とする旨を規定している。

イ 当審査会が本件対象文書を見分したところ、実施機関が非開示とした箇所は、他機関から提供された情報であって、審査請求

人等の生活状況及びそれに対する具体的な評価内容が含まれていると認められる。そのため、これを審査請求者に開示した場合、被保護者の誤解や不信感、無用の反発等を招き、被保護者と当該関係機関との関係が悪化するなどの事態が生ずる可能性が相当程度考えられ、その結果、関係機関から率直な意見提供が受けられないおそれが生ずることが認められる。

ただし、別表に掲げる箇所については、客観的かつ外形的な事実が中心であって、評価にわたる部分も日常的な判断の域を超えるものではなく、これを開示することによって、関係機関からの率直な意見の交換等に著しい支障が生ずるものとは認められないことから開示すべきである。

(4) 条例第 19 条第 1 号第 7 号該当性について

ア 条例第 19 条第 1 項第 7 号は、個人情報の開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報を「開示請求者に開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当な理由があるとき」は非開示とする旨を規定している。

イ 当審査会が本件対象文書を見分したところ、実施機関が非開示とした箇所は、母子生活支援施設等に関する情報であり、これを審査請求人に開示することが、直ちに犯罪を誘発する等のおそれを生じさせるものとは認められない。そのため、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることについて相当な理由があるとはいえない。

ウ 他方で、条例第 19 条第 1 項第 6 号は、個人情報の開示請求に対し、「実施機関又は国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示請求者に開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」は非開示とする旨を規定する。

エ 実施機関が非開示とした箇所が審査請求人に開示された場合、母子生活支援に関する事業の具体的な内容や手続が明らかとなるため、当該事業の性質を踏まえれば、保護の決定・実施及び被

保護者への支援等を困難とするおそれが生ずることも否定できない。そのため、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、本件非開示部分は条例第 19 条第 1 項第 6 号に該当すると認められる。よって、同項第 7 号に基づき非開示とした実施機関の判断は、開示しないという結論としては妥当である。

ただし、別表に掲げる箇所については、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから開示すべきである。

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断に影響するものではない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別表)

【第4号該当】

該当資料名称	
該当項目	該当範囲
入所委託決定通知書(案)	
1ページ 備考	すべて
基礎調査票	
2ページ その他 5行目	2文字目から最後まで
入所委託決定通知書	
1ページ 備考	すべて

【第5号該当】

該当資料名称	
該当項目	該当範囲
基礎調査票	
1ページ 生活歴 14行目	15文字目から最後まで
1ページ 生活歴 15行目から18行目	すべて
1ページ 生活歴 19行目	1文字目から5文字目まで
2ページ 経済状況 1行目	すべて
2ページ 経済状況 2行目	1文字目から6文字目まで
2ページ 児童の状況 9行目	8文字目から最後まで
2ページ 児童の状況 10行目	すべて
2ページ その他 1行目	2文字目から最後まで
2ページ その他 2行目	すべて

【第6号該当】

該当資料名称	
該当項目	該当範囲
基礎調査票	
1 ページ 生活歴 4 行目	12 文字目から最後まで
1 ページ 生活歴 5 行目	すべて
1 ページ 生活歴 11 行目	32 文字目から最後まで
1 ページ 生活歴 12 行目	1 文字目から 9 文字目まで
1 ページ 生活歴 14 行目	9 文字目から 10 文字目まで
ケース記録	
1 ページ 16 行目	10 文字目から 14 文字目まで 40 文字目から最後まで
1 ページ 17 行目	1 文字目から 3 文字目まで



(別紙)

### 処 理 経 過

年 月 日	内 容
H30 / 5 / 22	個人情報開示請求書が提出される
6 / 5	個人情報一部開示決定通知書送付
9 / 3	審査請求書が提出される（処分庁：こども相談課 審査庁：総務課）
10 / 4	処分庁が弁明書を提出
10 / 23	審査請求人が審査庁に反論書を提出
11 / 15	処分庁が再弁明書を提出
12 / 3	審査請求人が審査庁に再反論書を提出
H31 / 3 / 8	審査請求人から意見書及び口頭意見陳述主張書面を提出
3 / 28	処分庁が意見書及び口頭意見陳述主張書面に対する意見書を提出
4 / 11	審査会に諮問
R 1 / 7 / 29	第109回審査会で審議 （審査請求人からの口頭による意見陳述）
8 / 19	第110回審査会で審議 （実施機関からの口頭による決定理由説明）
9 / 30	第111回審査会で審議
10 / 21	第112回審査会で審議
11 / 11	第113回審査会で審議
11 / 13	答申（答申第81号）